

# デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する仕様書

平成 30 年 1 月

資源循環局

## 1 適用

この仕様書は、工事写真撮影において被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入し、写真に電子小黑板を表示する「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」（以下「小黑板の電子化」という。）の対象となる工事に適用する。

## 2 小黑板の電子化の実施

請負人が工事写真の全部又は一部について小黑板の電子化を希望する場合は、事前に監督員の承諾を得たうえで実施すること。

## 3 使用機器及びソフトウェア

小黑板の電子化に使用する機器及びソフトウェア等は、請負人が選定、調達を行うものとする。選定にあたっては、次の各号に示す要件を満たすものとし、使用前に監督員に提示すること。

- (1) 「国土交通省 営繕工事写真撮影要領」を基本に、必要事項を電子的に記入ができること。
- (2) 「総務省・経済産業省 電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC)」に記載されている技術を使用した信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有すること。

使用機器の事例として URL 「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」に記載の「デジタル工事写真の小黑板の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考に選定すること。なお、使用機器等についてこの事例からの選定を指定するものではない。

## 4 情報の電子的記入

請負人は前 3 項の機器を使用して工事写真を撮影する場合は、「国土交通省 営繕工事写真撮影要領」を基本に、必要事項について電子的記入を行い、画像として被写体と同時に記録することができる。

## 5 情報の電子的記入の取扱い

前条の規定による小黑板の電子化にともなう情報の電子的記入は、「横浜市 デジタル写真管理情報基準」に定める写真の編集には該当しないものとする。

## 6 信憑性の確認

請負人は、前 4 項の規定により撮影した工事写真を電子納品するときは、写真の信憑性がチェック可能な写真管理ソフトウェア若しくは工事写真ビューアソフト等を用いて、工事写真の信憑性を確認し、その結果を併せて監督員に提出しなければならない。